

年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は、平成 12 年以降 5 割を下回っており、平成 29 年には 51.1%と 18 年ぶりに 5 割を超えたものの、依然として政府目標である 70%とは大きな乖離があります。

労働基準法が改正され、平成 31 年 4 月より、使用者は、労働者の年次有給休暇について時季指定が必要となります。

労働基準法が改正され、平成 31 年 4 月より、使用者は、10 日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。なお、この時季指定を行わなければならない 5 日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

事業主（使用者）の皆様へ、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

例えば、2018 年の年末と 2019 年の年始に導入すると、完全週休 2 日制の企業の場合、年末年始休暇と合わせて 1 月 4 日を休暇とすることで、9 連休となります。

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を結べば、年 5 日の範囲で、時間単位での取得が可能となります。

<労使協定で定める事項>

- ①時間単位年休の対象労働者の範囲
- ②時間単位年休の日数
- ③時間単位年休 1 日分の時間数
- ④ 1 時間以内の時間を単位として与える場合の時間数